

令和5年度

第2回理事会

説明資料

令和5年6月30日

社会福祉法人

世田谷区社会福祉協議会

議案集

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会会長の選定

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会会長の選定を議案として提出する。

会 長	
-----	--

(18条第2項により、1名を選定)

○令和5年定時評議員会において理事が選任された。(資料1参照)

○会長の選定(資料2、3、4参照)

- ① 定款第18条第2項「理事のうち1名を会長とする。」同第19条第2項「会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。」と定めている。
- ② 資料3 第1項で「役員選任基準(以下「基準」という。)第1項第1号の選任区分(地域社協福祉推進協議会会長の職にある者)により選任された理事のうちから互選により1名を選任する。」と定めている。

※ 尚、任期については、定款第23条第1項、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

【資料1：社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員名簿】

【資料2：社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会定款(抜粋)】

【資料3：社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役職者選任の申し合わせについて】

【資料4：社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員選任基準】

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員名簿

任期：令和 5 年定時評議員会終結時から令和 7 年定時評議員会の終結時まで

1. 理事【定数：23 名以上 25 名以内】（敬称略。選任区分別）

氏名	選任区分	備考
鈴木賢治	世田谷地域社協福祉推進協議会会長	当法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
岡崎克美	北沢地域社協福祉推進協議会会長	〃
吉村俊雄	玉川地域社協福祉推進協議会会長	〃
西崎守	砧地域社協福祉推進協議会会長	〃
高橋和夫	烏山地域社協福祉推進協議会会長	〃
湯澤武史	世田谷地域社協福祉推進協議会委員	〃
田嶋宏	〃	〃
川崎恵美子	〃	〃
松岡宏武	〃	〃
田中京子	北沢地域社協福祉推進協議会委員	〃
手嶋きみ子	〃	〃
須藤啓子	〃	〃
小林喜美江	玉川地域社協福祉推進協議会委員	〃
江藤真理子	〃	〃
玉川稔	〃	〃
本田隆志	〃	〃
石井敏活	砧地域社協福祉推進協議会委員	〃
綱木雅敏	〃	〃
新井貞次	烏山地域社協福祉推進協議会委員	〃
水野貞	〃	〃
三羽和彦	世田谷区町会総連合会会長	〃
坂本雅則	世田谷区民生委員児童委員協議会会長	〃
横山康博	ボランティア団体の代表者	〃
酒井健治	社会福祉事業を経営する団体の役職員	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
長岡光春	世田谷区社会福祉協議会事務局長	〃

2. 監事【定数：3 名】（敬称略。選任区分別）

氏名	選任区分	備考
近造迪夫	地域の福祉関係者	社会福祉事業について識見を有する者
板谷雅光	社会福祉事業の知識経験等を有する者	〃
丹羽克裕	財務及び会計、経理の経験を有する者	財務管理について識見を有する者

社会福祉法人
世田谷区社会福祉協議会定款（抜粋）

第 4 章 役 員

（役員の数）

第 18 条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 23 名以上 25 名以内

（2）監事 3 名

2 理事のうち 1 名を会長、6 名を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第 19 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員資格）

第 20 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員選任基準

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款18条及び第19条に規定する役員の選任については、本基準により行うこととする。

1. 理事の選任基準

協議会理事の選任基準は、以下の各号の選任区分による。

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 地域社協福祉推進協議会（以下「推進協」という。）会長の職にある者 | 各地域1名 計5名 |
| (2) 世田谷地域社協推進協委員の中から選任された者 | 4名 |
| (3) 北沢地域社協推進協委員の中から選任された者 | 3名 |
| (4) 玉川地域社協推進協委員の中から選任された者 | 4名 |
| (5) 砧地域社協推進協委員の中から選任された者 | 2名 |
| (6) 烏山地域社協推進協委員の中から選任された者 | 2名 |
| (7) 世田谷区町会総連合会会長の職にある者 | 1名 |
| (8) 世田谷区民生委員・児童委員協議会会長の職にある者 | 1名 |
| (9) 世田谷区内の社会福祉事業を営む団体の役員である者 | 1名 |
| (10) 世田谷区内のボランティア団体の代表者である者 | 1名 |
| (11) 協議会事務局長の職にある者 | 1名 |
| | 合計25名 |

2. 理事の選任方法

- (1) 第1項第1号から同項第6号の選任区分
 - ①協議会は、各推進協に理事候補者の推薦を依頼する。
 - ②推進協は、各地域にて第1項第1号から同項第6号に規定された理事候補者数を選任し、協議会に推薦する。
 - ③協議会は、各推進協からの推薦を受けて、評議員会で選任する。
- (2) 第1項第7号から同項第11号の選任区分
 - ①協議会は、各団体に理事候補者の推薦を依頼する。
 - ②協議会は、各団体からの推薦を受けて、評議員会で選任する。

3. 監事の選任基準

協議会監事の選任基準は、以下の選任区分の有資格者3名とする。

- (1) 財務及び会計、経理の経験を有する者
- (2) 社会福祉事業の知識経験等を有する者
- (3) 地域の福祉関係者

4. 監事の選任方法

協議会は、選任区分の資格を有する者に就任を依頼し、評議員会で選任する。

付 則

1. この基準は、平成16年10月13日から施行する。
2. 平成16年10月の役員改選は、本選任基準により行う。ただし、推薦については平成16年10月現在の地区社会福祉協議会を通じて行う。
3. 平成16年10月の役員改選で選任された役員の任期は2年とし、平成17年4月の新体制発足後も引き続き就任する。

付 則（平成25年10月 3日改正）

1. この基準は、平成25年10月 3日より施行する。

付 則（平成28年10月 6日改正）

1. この基準は、平成28年10月 6日より施行する。

付 則（平成29年 4月 1日改正）

1. この基準は、平成29年 4月 1日より施行する。

付 則（平成30年 8月 6日改正）

1. この基準は、平成30年 8月 6日より施行する。

付 則（令和5年 4月 1日改正）

1. この基準は、令和5年 4月 1日より施行する。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 役職者選任の申し合わせについて

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第18条及び第19条に規定する役職者の選任については、次の事項を申し合わせるものとする。（資料1参照）

1. 協議会会長の選任（資料2参照）

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員選任基準（以下「基準」という。）第1項第1号の選任区分により選任された理事のうちから互選により1名を選任する。

2. 協議会副会長の選任

基準第1項第1号の選任区分により選任された理事（ただし、協議会会長に選任された理事を除く。）4名及び、同項第7号及び第8号の各選任区分により選任された理事2名とする。

3. 協議会常務理事の選任

基準第1項第11号の選任区分により選任された理事を理事会で選定する。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会副会長の選定

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会副会長の選定を議案として提出する。

副会長	

(18条第2項により、6名を選定)

○副会長の選定

- ① 定款第18条第2項「理事のうち6名を副会長とする。」同第19条第2項「副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。」と定めている。
- ② 資料3 第2項で「基準第1項第1号の選任区分により選任された理事(ただし、協議会会長に選任された理事を除く。)4名及び、同項第7号(世田谷区町会総連合会会長の職にある者)及び第8号(世田谷区民生委員児童委員協議会会長の職にある者)の各選任区分により選任された理事2名とする。」と定めている。

※ 尚、任期については、定款第23条第1項、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会常務理事の選定

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会常務理事の選定を議案として提出する。

常務理事	
------	--

(1 8 条第 2 項により、 1 名を選定)

○常務理事の選定

- ① 定款第 1 8 条第 2 項「理事のうち 1 名を常務理事とする。」同第 1 9 条第 2 項「常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。」と定めている。
- ② 資料 3 第 3 項で「基準第 1 項 1 1 号の選任区分（協議会事務局長の職にある者）により選任された理事を理事会で選定する。」と定めている。

※ 尚、任期については、定款第 2 3 条第 1 項、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

そ の 他

そ の 他

令和5年6月30日
総 務 課

令和5年度理事会・評議員会等スケジュールについて

月	日	曜	会議・事業	時間	会場等
6	30	金	第2回理事会	10時～12時	梅丘パークホール集会室
8	5・6	土・日	第44回せたがやふるさと 区民まつり	11時～19時	若林公園、松陰神社一帯
11	8	水	第3回理事会	14時～16時	梅丘パークホール集会室
11	19	日	第21回地域福祉推進大会	調整中	駒澤大学・記念講堂
11	28	火	第2回評議員会	10時～12時	梅丘パークホール集会室
3	11	月	第4回理事会	14時～16時	砧総合支所集会室CD
3	25	月	第3回評議員会	14時～16時	砧総合支所集会室CD